

## 1 「いじめ」防止等に関する基本的な考え方

(1) 本校の教育目標は次のとおりであり、この目標を達成するために「いじめ防止基本方針」を定める。

- ① 真理を求め、自ら主体的に学ぶ人間を育てる。
- ② 自他を愛し、ふれあいを深め協力しあう人間を育てる。
- ③ 勤労を重んじ、強固な意志と強健な体力を持つ人間を育てる。

(2) 本校における「いじめ」防止対策の基本理念

- ① 「いじめ」は人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- ② 「いじめ」は全ての生徒に関係する問題であり、「いじめ」を受けた生徒の生命・心身を保護すること、被害者感情に寄り添うことが重要である。
- ③ 「いじめ」は人間関係のトラブルに起因するものであり、「いじめられた側」及び「いじめた側」の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に適切な指導と支援が必要である。
- ④ 本基本方針にもとづく対応の徹底により、教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、組織として一貫した対応をしなければならない。
- ⑤ 「いじめ」は、行政・学校・家庭・地域住民及びその他関係者が一体となって取り組むべき問題である。

## 2 「いじめ」未然防止のための取り組み

(1) 生徒への啓蒙活動

「いじめ」は人権侵害であり、いかなる理由があっても許されない行為であることを理解させるため、下記の取り組みを実施する。

- ① 各種集会（全校・学年）、学級活動（SHR・LHR等）、部活動での指導等あらゆる場面での指導。
- ② 各種通信（学年、分掌等）の発行による指導。
- ③ 情報モラル講習会（4月）等を実施し、インターネット上の「いじめ」及び「いじめにつながる行為」、被害を受けた時の対応等について理解させる指導。
- ④ 生徒会を中心とした、生徒による主体的な啓蒙活動。

(2) 生徒の状況把握

「いじめ」の発生を未然に防ぐため、生徒個々の状況を把握し、必要に応じた支援、対策等を講じるため下記の調査を実施する。

- ① 生活実態調査（いじめ調査）  
… 教育相談課が主管し、年3回実施（6月、11月、2月）
- ② Q-Uテスト（個人の状況、集団との係わりの把握）  
… 教育相談課が主管し、年1回（6月）実施
- ③ 心とからだの健康観察（ストレス・トラウマ・悩みの早期発見）  
… 教育相談課が主管し、年1回（9月）実施

※ 支援及び対策等が必要と考えられる結果が生じた場合は、関係職員で協議し、速やかに対応する。

(3) 職員間の連携・協力・研修

「いじめ」について全職員で共通認識を図り、未然防止に努める。

- ① 「いじめ」に係わる職員研修を実施する。研修は5月定例職員会議に加え、計3回の生活実態調査結果報告と併せて行うほか、必要に応じ適宜実施する。
- ② 「いじめ」に係わり、学年会、特別支援校内委員会等で生徒の情報共有を図る。
- ③ 「いじめ」の兆候を見逃さないよう、全職員で生徒の状況把握に努める。
- ④ 「いじめ」で悩んでいる生徒が相談しやすい体制（周囲からの情報提供含む）を作る。
- ⑤ 相談の取りまとめは副校長、生徒指導主事および教育相談課主任が行う。

(4) 校内組織の設置

「いじめ」の未然防止を推進(上記2(1)～(3))を推進するため、校内組織を設置する。

- ① 組織名は、「いじめ防止対策校内委員会」とし、関係部署の責任者で構成する。
- ② 構成委員は、以下9名とする。

副校長、生徒指導主事、生徒指導課副主任、教育相談課主任、各学年主任、養護教諭  
※ 必要に応じて、校長に出席を依頼する。

③ 本委員会は、年2回（原則4月、1月）の定例会の他、必要に応じて開催する。

#### (5) 外部の専門家等との連携

「いじめ」の未然防止を推進するため、校外の専門家等との連携・協力体制を構築するための組織を設置する。

- ① 組織名は、「不來方高校いじめ防止対策委員会」とし、外部の専門家等及び本校職員で構成する。
- ② 構成委員は、以下の13名とする。  
外部委員7名 … 関係機関・地域住民ほか  
(学校評議員5名、紫波警察署員、本校スクールカウンセラー)  
本校職員6名 … 校長、副校長、生徒指導主事、生徒指導課副主任、教育相談課主任
- ③ 本委員会は、年2回開催する。(7月と2月、学校評議員会開催日)

### 3 「いじめ」発生時の対応

「いじめ」の発生が確認された時(疑いも含む)は、速やかに以下の対応を行う。

(1) 被害生徒の安全を確保する。【危険・不安な状況から守る】

(2) 関係職員(学級担任、部顧問等)による面談を実施する。【迅速に対応する】

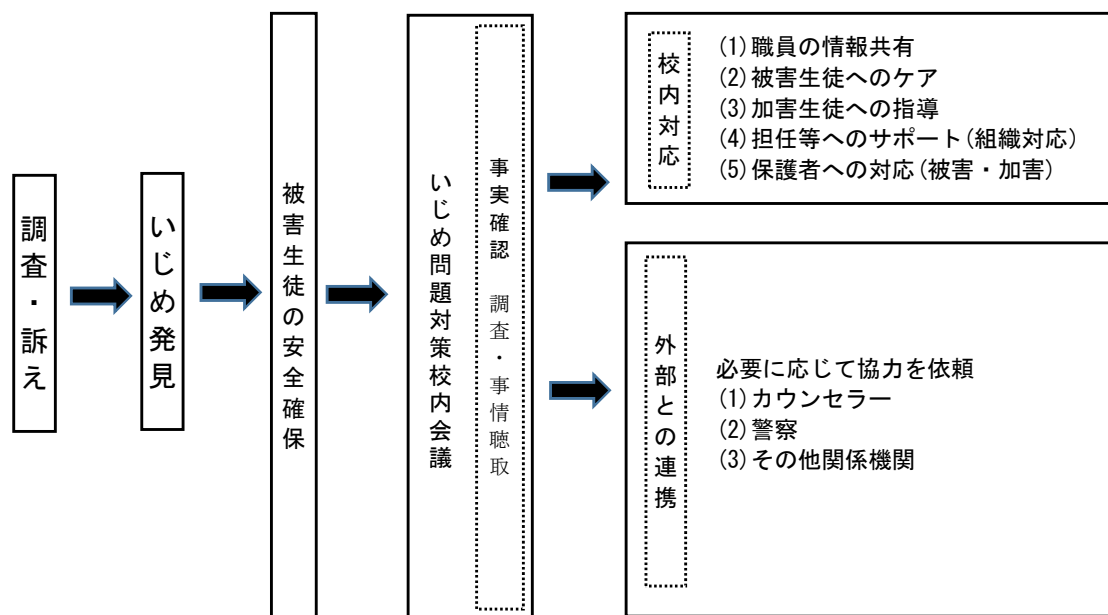
生活実態調査の際の対応 教育相談課⇒担任面談⇒生徒指導課

(3) 「いじめ問題対策校内会議」により、以下の対応を行う。【組織的に対応する】

- ① 事実確認 … 調査、事情聴取の実施等
- ② いじめの認知 … 校長に報告
- ③ 対応検討 … 1)被害生徒に対するケア  
2)加害生徒に対する指導  
3)担任等がひとりですぐ抱え込まないための対応  
4)被害・加害生徒の保護者に対する対応  
5)集団へのはたらきかけ  
6)必要に応じた外部機関との連携(カウンセラー、警察等)

「いじめ問題対策校内会議」は、基本的に「いじめ防止対策校内委員会」の構成員に準ずるが、状況に応じ柔軟に対応する。

(4) 職員間における情報共有を図る。(学年・職員朝会・職員会議) 【組織的に対応する】



### 4 「重大事態」発生時の対応

- (1) 重大事態 … 1) 「いじめ」で、生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合。  
2) 「いじめ」で、相当の期間、欠席することを余儀なくされた場合。
- (2) 報告 … 速やかに県教育委員会に報告する。
- (3) 対応 … すみやかに「いじめ問題対策校内会議」を招集し、県教育委員会と緊密に連携を図る。また、3(3)・(4)に準ずるとともに、以下の対応を行う。
  - 1) 調査は必要に応じ、専門家及び第三者の参加を図る。
  - 2) 保護者への説明(必要に応じ保護者説明会等)と、解決に向けた協力を依頼。
  - 3) 再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

## 5 「いじめ」事後の対応

- (1) 被害生徒への対応
  - ① 「いじめ」が解消した場合でも、再発の可能性を踏まえ、日常的な観察を継続するとともに、必要に応じて面談を実施するなどの対応を行う。
- (2) 加害生徒への対応
  - ① 加害生徒に対する成長支援の観点から、日常的な観察を継続するとともに、必要に応じて面談を実施するなどの対応を行う。
- (3) 集団への対応
  - ① 再発防止の観点から、必要に応じて関係する生徒集団に対する指導や面談を実施するなどの対応を行う。

## 6 その他「いじめ」防止対策に関する事項

- (1) 基本方針の周知
  - ① 本基本方針の学校ホームページへの掲載などにより、保護者や地域住民に対する周知を図る。
- (2) 学校評価における位置付け
  - ① 本基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価する。
    - 1) 生活実態調査の実施と迅速な面談
    - 2) 「いじめ」認知後の組織的な対応
    - 3) 職員研修の実施
- (3) 基本方針の点検と校務の適正化
  - ① 基本方針が適切に機能しているか定期的に点検を行う。
    - 1) 第2回(年度末)の「いじめ防止対策校内委員会」において、検証・評価・改善案を検討し、次年度の計画等に生かす。
    - 2) 点検にあたっては、生徒の声やPTA、地域の動向も留意する。
  - ② 「いじめ」の防止等に適切に取り組んでいけるよう校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど校務の効率化を図る。

## 7 おもな年間計画

月	委員会等	調査、研修・講習等	その他
4	特別支援校内委員会①	情報モラル講習会(全校生徒)	各種通信発行(随時) 各種集会指導(随時)
5		校内職員研修	
6		生活実態調査① Q-Uテスト	
7	いじめ防止対策校内委員会① いじめ防止対策委員会①	生活実態調査の検討(含職員研修)	
9		心とからだの健康観察	
11		生活実態調査②	学校評価
12		生活実態調査の検討(含職員研修)	
1	特別支援校内委員会② いじめ防止対策校内委員会②		
2	いじめ防止対策委員会②	生活実態調査③	
3		生活実態調査の検討(含職員研修)	